

# 相続登記必要書類

以下の説明は、公正証書などによる「遺言書」がない場合です。

遺言書がある場合、必要書類が異なり、戸籍謄本・住民票については、まずは、「亡くなった方」と「遺言書で相続分の指定を受けた方」のもののみをご持参ください。

## 1 被相続人(亡くなられた方)について

### ① 除籍謄本等

出生(又は10歳ごろ)から死亡までの戸籍、除籍(改製原戸籍)の各謄本が必要です。

戸籍の種類としては、戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍がありますので、市役所や地区市民センターの窓口で「相続に必要なもの全部」と言えばそろえてくれます。

### ② 住民票の除票(本籍、筆頭者の記載のあるもの)又は、戸籍の附票

### ③ 名寄帳(なよせちょう)

市役所・税務課、資産税課など(固定資産税の係)で取得できます。

「共有持分の不動産も欲しい」と言ってください。

## 2 相続人(相続権のある方全員)について

### ① 戸籍抄本(謄本)

### ② 住民票抄本(謄本)「本籍・筆頭者の記載のあるもの」

または、戸籍の附票の抄本(謄本)

### ③ 印鑑証明書

## 3 誰がどの財産(不動産)をどのように相続するのか(相続分)の一覧表

(遺産分割協議書作成のため)

※ 上記の書類は市役所・地区市民センター等で取得できます。

但し、1. 2. の①、②の戸籍や戸籍の附票の取扱いは、被相続人・相続人のそれぞれの本籍地の市区町村役場が窓口になります。

また、戸籍・住民票等は堀木事務所でも取り寄せいたします。

その場合、被相続人の方の最後の本籍、住所をお知らせください。

☆ その他、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

司法書士 堀木博貴

TEL 059-321-5364

FAX 059-321-5374